平成２４年（フ）第２３５号
静岡県裾野市平松404番地の６　プラザ・ドゥ・モンブラン303、前住所静岡県裾野市二ツ屋３番地の２　Ｄｅセルジュ202
債務者　マングバットガンバ千恵（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
静岡県熱海市桃山町18番33号　リゾートハイツ403、前住所神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯８番地　きのくにや社員寮208号
債務者　粕谷かほる
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
静岡県三島市谷田・雪沢・169番地の１　リバーサイド雪沢204
債務者　工藤　**誉**三
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
静岡県三島市谷田・雪沢・169番地の１　リバーサイド雪沢204
債務者　工藤嘉千子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
愛知県刈谷市原崎町７丁目511番地　刈谷マンション102号、前住所愛知県刈谷市一ツ木町４丁目31番地４　サープラスサカイＡ202号
債務者　奥薗　重光
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
高知市南元町73番地　カァーサーノア３Ｆ３Ｃ
債務者　北濱　　泉
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３５号
高知市葛島１丁目６番37号　インペリアル西本209
債務者　甲**藤**　節子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1160番地１
債務者　下城　　香
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１２９号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北３丁目１番地９　信和団地３Ｆ―９―２
債務者　水野　光弘
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３０号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北３丁目１番地９　信和団地３Ｆ―９―２
債務者　水野みさ子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７１２号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目15番５号コーポラス田辺
債務者　竹内　健治
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９１号
川崎市麻生区栗木290番地２
債務者　小林千代美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
川崎市宮前区馬絹937番地　第一清風荘204号
債務者　照井　三郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
川崎市川崎区小田５丁目10番７号　治美ビル２Ｆ10号
債務者　菅谷　美紀
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
川崎市幸区戸手３丁目３番２号
債務者　横山　芳江
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係